

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社トーニチコンサルタント
業者の住所：東京都渋谷区本町1-13-3
- 2 指名停止措置期間：令和8年3月11日から令和8年5月10日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲：愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
- 4 事実概要
令和7年12月19日、公正取引委員会が、同社を含む6社について、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表したものである。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の3

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～2 略	
(独占禁止法違反行為)	
3 部局の所在する都道府県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第10号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2か月以上9か月以内
4～14 略	